

「滋賀県子ども条例」が できました

子どもが夢を持って
健やかに育ち
子どもを安心して
育てることができる
環境づくりをみんなで
すすめていきましょう！

「滋賀県子ども条例」

で大切にしたい考え方（基本理念）

子どもが愛情深く大切に育てられ、
自立した社会の担い手として育つこと。

次代の社会を担う大切な存在として、
社会全体で、子どもを育て、子どもの成長を
支援すること。

子どもにとって最善の利益が考慮されること。

近年、親の子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待や子どもが犠牲となる犯罪など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が著しく変化しています。このような中、大人が子どもの豊かな人格を形成し、社会の自立した担い手として育むために、家庭、地域、県民、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、社会全体が一体となって取組をすすめていくことが大切です。

そこで、県では「子どもの世紀」の実現を目指

して、「滋賀県子ども条例」を制定し、平成18年4月1日から施行しました。

条例では、3つの基本理念と、県、保護者、県民、育ち学ぶ施設の責務を定め、育ち・育てる環境づくりに向けた施策を明記しています。

この条例に基づき、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりをすすめていきます。

それぞれの役割と責任（責務）

保護者

子育てについて第一義的な責任があるという認識の下に、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

県民

子どもの成長や子育てに関心を持ち、地域社会で育ち・育てる環境づくりに協力して取り組むとともに、県の施策への協力にも努める。

育ち学ぶ施設

保護者および地域社会との連携を図り、子どもが安心して育ち・学ぶ環境づくりに努める。

県

育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

これからの取組（基本的施策）

（仮称）子ども育成大綱の策定
県民の皆さんなどの活動に対する支援

- ・子ども未来基金
- ・淡海子育て応援団

「子ども・子育て応援センター」
平成18年6月開設予定

場所 JR草津駅前
エルティ932 3階